四、最低賃金ヲ制定セラレタシ

(イ)女工七十五銭　(ロ)男工十七才未満八十銭　(ハ)男工二十才未満壹圓貳拾銭　(ニ)同二十才以上壹圓四拾銭

五、早出歩合ヲ復活シ部員ノ交替ニセラレタシ

六、發電室夜勤料ヲ復活シ化成部員ノ交替制ニセラレタシ

七、加工部請負部賃金ヲ復活サレタシ

八、年二回昇給サレタシ但シ一回五十錢以上タルコト

九、賞與ハ年二回支給サレタシ但シ一回十日以上タルコト

十、皆勤賞與ヲ月二回ニ改正サレタシ但シ一回日給ノ二日分以上タルコト

十一、時間外ノ掃除ハ部ヲ附クラレタシ

十二、臨時雇傭ヲ廢止サレタシ

十三、食堂浴場其他ノ設備ヲ至急サレタシ

十四、年二回慰安會ヲ開催サレタシ

財團法人協調會大阪支所

三、基本賃金ヲ一割以上引上ケラレタシ

四、日給ヲ一日分ニ改正サレタシ

五、賃金ハ毎月二回ニ分チ支拂ハレタシ

六、賃金ハ毎月十日迄ニ支拂ハレタシ

七、賃金ハ現金ヲ以テ支拂ハレタシ

八、賃金ハ毎月一回ニ支拂ハレタシ

九、賞與ハ年二回支給サレタシ但シ一回ハ一ヶ月分以上タルコト

十、皆勤賞與ヲ月二回ニ改正サレタシ但シ一回日給ノ二日分以上タルコト

十一、時間外ノ掃除ハ部ヲ附クラレタシ

十二、臨時雇傭ヲ廢止サレタシ

十三、食堂浴場其他ノ設備ヲ至急サレタシ

十四、年二回慰安會ヲ開催サレタシ